

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
がとる日、
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定
結核予防法による医療機関の指定
- 土地改良区の役員住所の変更
- 土地改良事業計画の適否の決定 (二件)
- 土地収用法による土地の立入り
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集
- ◇ 人委規則 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
- 人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第七十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十二年三月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
高城診療所	倉吉市上福田四八五	昭和五十二年三月一日
渡部医院	境港市渡町二一九三の三	"
千代医院	西伯郡西伯町字落合二八一	十三日
秋山歯科医院	米子市道笑町二丁目二二二の三	一日
榊 乾薬局	鳥取市御弓町五六	"
門脇薬局	西伯郡大山町末長二八三の三	二日
弓場医院	米子市旗ヶ崎二二三	一日

鳥取県告示第七十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十二年三月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	昭和三十二年三月一日	医療機関名	弓場 医院	所在地	米子市旗ヶ崎十二一三
-------	------------	-------	-------	-----	------------

鳥取県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の仕事に變更を生じた旨の届出があったので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年三月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

大井手土地改良区

理事	山 根 幸 一	
	変更前	鳥取市湖山町一五八一番地
	変更後	鳥取市湖山町北一丁目三八二番地

鳥取県告示第八十号

昭和五十二年一月七日付けで泊村から申請のあつた土地改良（宮田地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年三月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十一号

昭和五十二年二月十七日付けで江府町から申請のあつた土地改良（江尾地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年三月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年三月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

用瀬地点水力発電所新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

智頭町大字市瀬並びに用瀬町大字安蔵、大字川中、大字宮原、大字樟原、大字金屋、大字古用瀬及び大字用瀬地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十二年三月十五日から昭和五十四年三月十四日まで

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十二年三月十五日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和五十二年三月二十四日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市末広温泉町五五六 白兔荘

三 議題

1 公立学校教職員人事について

2 その他

人事委員会規則

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年三月十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十六号

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則（昭和四十一年四月鳥取県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「行ない」を「行い」に改め、同条第八号、第十号、第十六号、第二十一号、第二十二号、第二十四号及び第二十五号中「行なう」を「行い」に改め、同条第二十九号中「第二十一条第一号から第三号まで」を「第二十一条第二号から第四号まで」に、「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第三十一号を同条第三十三号とし、同条第三十号中「行なう」を「行い」に改め、同条第三十二号とし、同条第二十九号の次に次の二号を加える。

三十 管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）第二条の規定による承認をすること。

三十一 宿日直手当に関する規則（昭和四十四年二月鳥取県人事委員会規則第二号）第二条第四号の規定による承認をすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年三月十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十七号

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則

人事委員会の事務の専決及び代決規則（昭和四十一年四月鳥取県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第二条関係）」に改め、同表事務局長専決事項の欄第十号中「第二十一条第一号から第三号まで」を「第二十一条第二号から第四号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月800円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部購

読したいので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥取県知事 平 林 鴻 三 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】